

地域包括支援センターたかだ のご案内

(兼 重要事項説明書)

◎ 当センターの概要は次のとおりです。

事業所名	地域包括支援センターたかだ	法人名	医療法人 知命堂病院
		電話番号 (FAX)	025-526-1155 025-526-1157
所在地	上越市西城町3丁目6番31号	職員 (6名)	社会福祉士 主任介護支援専門員 看護師 介護支援専門員
認可年月日	平成 18年 4月 1日		
事業所番号	1500300015		
管理責任者	藤田 里果		

◎ 当センターがあなたに提供するサービスの概要は次のとおりです。

1. 提供するサービスの内容

あなたに提供するサービスの内容は、介護予防支援です。

「介護予防支援」とは、介護保険法に定める介護予防サービスを提供するに先立って、あなたの心身の状況、その置かれている状況に応じて、あなたが、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう介護予防サービス計画を作成し、あなたの希望に沿って適切な介護予防を目的とした保健医療サービス及び福祉サービス(介護予防サービス)が多様な事業所から総合的、かつ効率的に滞りなく提供される仕組みです。

介護予防事業を提供する事業者、民生委員、地域住民の自発的な取り組み、活動によるサービス等と連絡連携し、調整等を行なうとともに、これらの経過を包括的、継続的に支援する業務を行います。

【 業務の概要 】

- (1) あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状況等を適切な方法により聞き取り調査を行います。
- (2) (1)で調査した結果とあなた自身やご家族の希望を踏まえ、あなたに介護予防サービスを適切に提供するための計画(介護予防サービス計画)を作成いたします。
- (3) 介護予防サービスの提供の状況や、あなたの心身の状態や環境、ご家族の状況、地域社会との関係について、介護予防サービス計画後も継続的、包括的に支援いたします。
- (4) 私どもならず、介護予防サービスを提供する事業所についての問い合わせや相談、苦情等がある場合、当センターが窓口となり、問題の解決に向けて努力をいたします。
- (5) あなたの介護保険認定申請についてお手伝いをいたします。
- (6) あなたが、要介護認定を受けた場合、居宅介護支援事業所や介護保険施設に対して必要な情報を提供いたします。

◎ 介護予防支援をあなたに提供するにあたり、センターとして次の事項を守ります。

【 業務取り扱い方針 】

- (1) あなたの心身の状況やご家族の環境を踏まえ、あなた自身の選択に基づいて、適切な介護予防サービスがさまざまな事業所、地域の自発的な取り組み活動等から包括的、効率的に提供されるよう努めます。また、あなたに必要な医療との連携を大切にいたします。入院の際は、担当者の氏名・連絡先を入院先医療機関にお伝え下さい。

- (2) 介護予防支援の提供にあたっては、あなたの意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つとともに提供されるサービスが特定な事業所に不当に偏ることなく、公正中立を旨とします。
- (3) 介護予防サービス計画等に位置づける指定介護予防サービス事業所等の選定に関し、あなたは複数の指定介護予防サービス事業所等を紹介するよう求めることができます。また、当該指定介護予防サービス事業所等を介護予防サービス計画等に位置づけた理由を求めることができます。
- (4) 介護予防支援はあなたの心身の状態が良くなるように(軽減の観点)、悪化しないように(悪化防止の観点)、そして要介護状態にならないように(予防の観点)することを目的に提供いたします。
- (5) 私たちは、介護予防支援があなたの生活の包括的(全体的)な支援となるよう介護予防サービス計画の作成後も、常にあなたのご家族、サービスを提供する事業所、地域関係者、組織との連携を継続的に行い、介護予防サービス計画の実施状況を把握するとともに、あなたの心身の状況の変化に応じて臨機応変に当該計画の見直しを行なうこととします。
- (6) あなたから、介護予防サービスの実施状況、その他の説明を受けたいと申し出があれば、サービス提供の記録や課題分析における目標の達成状況、今までにお支払いいただいた利用料金の内訳などについてご説明いたします。
- (7) 私たちは、介護予防支援の提供に際しては常に真摯な態度で臨み、あなたからの相談や苦情について事業を実施するうえでの糧として真剣に受け止め、常に地域包括支援センターとして資質の向上に努めます。

2. 利用者負担金

このサービスを利用するにあたり、あなたにご負担していただく料金は、契約書 第3条の通りです。

3. 営業日および営業時間

(1) 営業日

通常月曜日から金曜日までとし、次の日を除く。

(ただし、日曜日、土曜日、祝日、8月15日～16日、12月30日～1月3日を除きます。)

(2) 営業時間

平日 8:30 ~ 17:15

(3) その他 (緊急の場合)

緊急時および必要な連絡は、営業時間外や休日においても担当者に連絡できる体制を整えております。

4. サービス利用に当たってご注意いただきたいこと

- (1) あなたの希望によりこの契約をいつでも解約することができますが、利用されている事業所との連絡等がありますので、できる限り早めにご連絡下さい。
- (2) 私たちの提供するサービスだけでなく、他の介護予防サービスについて相談や苦情があれば、遠慮なくお申し出下さい。
- (3) 作成した計画どおりにサービスが提供されるには、あなたご自身やご家族の協力が欠かせません。私たちや、他の介護予防サービス事業者からの説明や指導には、できる限りのご協力をお願いいたします。

5. 事故発生時等の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかにあなたの家族、上越市等に連絡を行うとともに 必要な措置を講じます。あなたに対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した

場合には、速やかに損害賠償を行います。ただし、その損害のうち、あなたやあなたの家族の原因により発生したものについては、この限りではありません。

6. 秘密の保持の対応

サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

7. 苦情などの申し立て先

苦情の相談窓口を次のとおり設置しています。

1. 窓口設置場所 上越市西城町 3-6-31 医療法人 知命堂病院
地域包括支援センターたかだ
電話 025-526-1155
2. 窓口受付時間 月曜日から金曜日 8:30 ~ 17:15まで
3. 苦情に対する対応体制
(苦情解決責任者) 医療法人 知命堂病院 理事長 森川 政嗣
(苦情受付担当者) 地域包括支援センターたかだ 介護予防支援事業所 管理者 藤田 里果
(第三者委員) 上越市民生委員児童委員協議会連合会
連絡先 〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号
上越市役所 福祉課内 民生委員児童委員協議会連合会事
電話 025-526-5111
(介護保険についての苦情) 新潟県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室
連絡先 〒950-0861 新潟市中央区新光町4番地1
電話 025-285-3350
上越市福祉部高齢者支援課
連絡先 〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号
電話 025-526-5111
4. 苦情の手順
 - (1) 受付
苦情受付担当者へ随時お申し出下さい。また、第三者委員等へ直接申し出ることもできます。
 - (2) 受付の報告・確認
申し出人に苦情の内容を確認し、第三者委員に報告します。
 - (3) 苦情解決に向けての話し合い
申し出人と誠意を持って話し合い、必要に応じて第三者委員の助言を得ながら解決に努めます。
 - (4) 苦情結果の公表
サービスの質の向上を図るため、個人情報に関するものを除き公表させていただきます。

